

私立専修学校職業実践専門課程推進補助 Q & A

番号	分類	質問	回答
1	補助額算定の根拠に用いる生徒数	4月30日付で退学した生徒、5月2日付で入学した生徒を補助額を算定する対象生徒数に含めることはできるか。	含めることはできない。 5月1日（基準日）時点に在籍する生徒人数を用いることが、要綱で規定されているため、基準日に在籍していない生徒を申請人数に含むことはできない。
2	補助額算定の根拠に用いる生徒数	生徒の中に留学生がいる場合、補助額を算定する対象生徒数に含めて良いか。	学校の中で学籍を管理し、「生徒」としての取り扱いを行っている留学生は、生徒数に含めることができる。 ただし留学生についても、生徒数の根拠書類として学籍簿・出席簿を備えていることが必要となる。
3	補助額算定の根拠に用いる生徒数	休学している生徒について、補助額を算定する対象生徒数に含めて良いか。	補助金申請年度の5月1日時点で、学校に籍を置き、学校から「生徒」として在籍の扱いを受ける生徒は、補助対象の生徒数に含むことができる。 補助額を算定する際の対象生徒数は、本来的には学校が規定するカリキュラムを正規に受講している生徒の実員数で申請するが、病気・家庭の事情等により学校が定める休学等の制度が適用されている生徒については、在籍していることを法人が証明できる場合に限り、人数に含めることができる。この場合、休学者についても、生徒数の根拠書類として学籍簿・出席簿を備えていることが必要となる。
4	補助額算定の根拠に用いる生徒数	東京都産業労働局が実施する「専門人材育成訓練」等の委託契約に基づいて受け入れている生徒（訓練生）も、補助額を算定する対象生徒数に含めて良いか。	学校の中で学籍を管理し、「生徒」としての取り扱いを行っている者は、生徒数に含めることができる。 ただし、補助額算定の根拠に用いる生徒数については、その全員について根拠書類として学籍簿・出席簿を備えていることが必要となる。 産業労働局の実施する専門人材育成訓練事業については、訓練生の専門技術の向上や安定的な雇用を目的として「特定の人物（生徒）」に対して行っている事業であることに対し、本補助は基準日時点の在籍生徒数を補助額の算出根拠とした上で、職業実践専門課程の教育の質向上に向けて「学校が行う専門教育」に対して補助交付を行う事業である。
5-1	補助額算定の根拠に用いる生徒数	職業実践専門課程の3年制（入学定員80名、総定員240名）の学科の入学定員を今年度から100名に変更した。また、基準日5月1日時点の実員としては、3学年の合計290名（3年生90名、2年生95名、1年生105名）となっている。今年度の申請では、補助金算定根拠となる定員内実員としては最新の（基準日5月1日時点で有効な）学則本則上の総定員数300名（100名×3学年）を上限と捉え、実員290名全員を算定の根拠として良いか。	学科の定員変更の場合、原則、過去に定められた各年の入学定員は学年進行するため、それぞれの学年が修了するまで有効に存在することになる。今回のケースでは、定員内実員の判定基準となる総定員は300名ではなく、学年進行を考慮し、260名（内訳は1年生100名、2年生80名、3年生80名）となる。実員数は290名であり、基準となる総定員を超えているため、補助額算定根拠となる生徒数（補助金を申請する生徒数）は『260名』となる。 なお、この場合、学則上も実態と合致した状況としておく必要があるため、学則の附則には、「〇年度以前（定員変更前の年度）に入学したものはなお従前の例による」のような内容を記載する必要がある。

私立専修学校職業実践専門課程推進補助 Q & A

番号	分類	質問	回答
5-2	補助額算定の根拠に用いる生徒数	(5-1の回答を受け) 学年進行の考え方を附則に記載する必要があるということだったが、逆に附則に学年進行の考え方の根拠になるような記載がなければ本則上の総定員数を上限と考えることは可能か。	附則がない場合、学則をそのまま読めば、理論上は学年進行の考え方による必要はないことにはなる。ただし想定できる以下の2つのパターンとともに検討が必要。 ①定員変更により定員減となる場合（3年制の入学定員が今年度100→80となった） この場合、本則上の総定員は240名（80名×3学年）となる ⇒この定員変更を学年進行の考え方で捉えると総定員は280名（80名×1、100名×2）となる。補助金上限額算出の観点からすると、<u>学年進行による原則的な考え方よりも結果的に少なく見積もった上限を使用することになる。過大な補助金申請にはあたらないが、適正な学則管理に基づく補助金申請制度の利用としては検討が必要。</u> ②定員変更により定員増となる場合（3年制の入学定員が今年度100→120となった） この場合、本則上の総定員は360名（120名×3学年）となる ⇒この定員変更を学年進行の考え方で捉えると総定員は320名（120名×1、100名×2）となる。補助金上限額算出の観点からすると、<u>学年進行による原則的な考え方よりも多く上限額を見積もることになる。募集時点で定められていた学則定員より多くの定員を使用することになるため、適当な理由がある場合を除いて、適正な学則管理に基づく補助金申請としては検討が必要。</u> ①と②の両事例ともに適正な学則管理に基づく補助金申請としては疑義があるという結論になる。また、①の場合でも原則的な考え方よりも上限値は少なくなることから、学校が行う職業教育の質の向上や専門人材育成に対してより有効な補助を活用できなくなってしまうことから、<u>学年進行の考え方を学則上の附則に盛り込み原則的な対応をすることが望ましい。</u>
6	補助額算定の根拠に用いる生徒数	3年制の学科（入学定員50名、総定員150名）について今年度4月から新たに職業実践専門課程として認定された。 この場合、厳密に職業実践専門課程の生徒と言える該当者は、今年度入学した1年生のみであるが、定員内実員はどのように考えるべきか。	当該補助金の趣旨としては、「職業実践専門課程の学科に基準日時点で所属している生徒人数全員」を算定根拠として、当該学科の運営費に対し補助を行う。この算定根拠の定義は、在籍している生徒個人1人1人が職業実践専門課程の生徒であるかについては問わないため、学科全ての学年（3学年分）の定員内実員を算定根拠として、補助金申請を行うことができる。